

名教委訓令第 2 号

各 学 校

名古屋市立学校に勤務する職員の勤務時間の特例等に関する規程（平成14年名教委訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

第 1 条中「（学校栄養職員を除く。）」を削る。

別表第 1 中「、事務職員及び技術職員（学校栄養職員に限る。）」を「及び事務職員」に改める。

別表第 2 備考第 1 号中「、実習助手及び学校栄養職員」を「及び実習助手」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。